

令和 6 年 10 月 22 日

会員事業者各位

(公社) 岩手県トラック協会

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」
の一部改正について

標記の件につきまして、今般、国土交通省物流・自動車局関係課長連名により、酒酔い・酒気帯び運転に係る処分基準強化、乗務時間等告示の遵守違反等の処分定量を引き上げに関する改正がなされ、令和 6 年 10 月から施行されておりますので、下記改正概要及び通達をご確認ください。

なお、本改正は改正案の施行は令和 7 年 1 月に予定されていたところ、行政手続法に基づく意見公募に応募された意見等を踏まえ、早期施行されております。

【改正概要】

○酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分基準の強化

- ・指導監督義務違反：酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、飲酒が身体に与える影響、飲酒運転、酒気帯び運転の禁止に係る指導が未実施

(新設) 初違反：100日車、再違反：200日車

- ・点呼の実施違反：酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、点呼が未実施

(新設) 初違反：100日車、再違反：200日車

○勤務時間等告示の遵守違反（拘束時間や連続運転時間等）※処分定量の引き上げ

改正前：未遵守計 6 件以上の場合、最大 40 日車

改正後：未遵守計 6 件以上の場合、件数に応じた日車数

(初違反：件数×2日車、再違反：件数×4日車)

○点呼の未実施 ※処分定量の引き上げ

改正前：未実施 20 件以上の場合、最大 40 日車

改正後：未実施 20 件以上の場合、件数に応じた日車数

(初違反：件数×1日車、再違反：件数×2日車)

当該通達につきましては、岩ト協ホームページ「新着情報～他団体等～」に掲載しております。

以上